



やお市政だより

第383号

昭和44年5月5日

昭和24年10月10日第三種郵便物認可

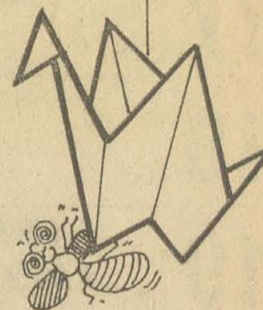
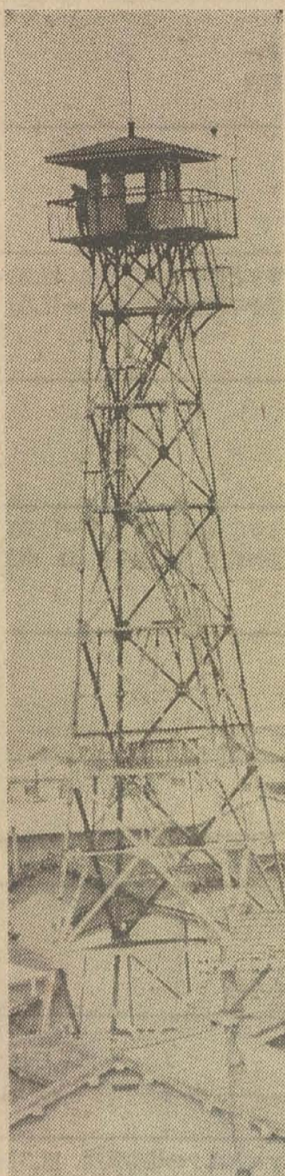
発行所 大阪府八尾市役

八尾市本町1 TEL代03881

印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくし八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたがいの心でまじりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよこびに生きましょう。

市の動き



☆給食センターが 操業を始めました

昨年暮れから学校給食を共同調理する給食センターの建設工事を高安中学校南隣り、千塚ですすめていましたが、このほど完成し、先月19日からいよいよ操業を開始しました。このセンターは総工費8,700万円で鉄骨づくり平屋のべ2,300㎡で、10校分1万食のほとんどを機械で調理するもので、できあがった給食を6台のコンテナで各校へ配達するものです。初日は9校分7千7百食をつくり、あたたかい給食をスピード配達しました。

☆望楼監視、長らく ご苦労さんでした

消防本部では、20年近くつづけてきた昼間(午前7時から午後7時まで)の望楼からの監視を今月から止めることになりました。これは最近のスモッグで見通しが非常に悪くなり、ことし3月には高安山が見えないほど視界の悪い日が17日間もあるような有様で、昨年中に発生した火災84件のうち、望楼から発見したのは、わずかに夜間の野小屋1件だけで、それ以外はほとんど119番によるものです。この望楼監視の廃止であまった人数を家庭防火診断にまわすことになっています

現在の市内の電話普及率は2.2世帯に1台の割り合いでありますので、火災発生の際には市民のみなさんも早く確実に119番へ通報していただきますようご協力ください。

なお、赤電話からの119番への通報は必ず店の人にカギで公衆を解除してもらってからダイヤルを回していただき、住所、氏名、目標と電話番号を確実に伝えてください。

☆折りづる運動を 一度やりませんか

昨年からはじめています、カやハエを退治する「折りづる運動」をことしもはじめることになり、先月26日その第1回実施地区とし

て宮町1丁目東町会で、説明会と殺虫剤の無料配布が行なわれました。

この運動は、河内地方には昔から天井にとまるハエのよごれを防ぐため、天井に折りづるをつるすという習慣からヒントを得たもので、折りづるにスミチオンとDDVPの混合乳液をしみこませ、とまったハエやカを24時間以内に退治しようというもので、衛生課では町会単位で希望者があれば説明会と殺虫剤の無料配布を行いますから、この機会にどんどん衛生課へ申し込んでください。

☆訂正 前号第1面国保税改訂記事で、「改正が決まるまでの経過44・1月平均38.7%の国保税改正率」は「53.7%」です。また第8面の税率の所得割は「1,000分の2.8、1,000分の4.1」とありますが、「100分」です。

●みんな力を合わせて人権を守りましょう

■同和教育月間がはじまりました

八尾市では、5月3日の憲法記念日にちなんで、この月を同和教育月間と定めています。ことしは、その4回目です。次のような行事を行ないますので、多くの方々のご参加をお願いします。

民主憲法が定められて、早くも20年を経た今日、なお、社会には身分差別、男女の性別による差別、職業による差別など、さまざまな差別が根深く残っています。とくに、すべての差別を集中的にうけている部落と、部落差別が私たちの社会にあることは、許されなことです。

部落問題の解決は、わたしたち市民の課題であり、民主社会の一員としての私たちの責務です。同和教育月間の機会に、一人一人の

人権が本当に尊重される社会を達成するために私たちは、何をすべきかを、ともに考え、実践して行こうではありませんか。

☆講演と映画

▽5月10日 午後1時 植松労働会館分館

講演と映画「キューボラのある街」

▽5月16日 午後1時 山本労働会館

講演と映画「ドレイ工場」

▽5月22日 午後1時 市民ホール

講演と映画「祇園祭」

講演は、いずれも高知大講師 村越末男氏の「現在の部落問題」です。

☆作文募集

テーマ 部落差別をはじめ、社会に残っているあらゆる差別問題をとらえ、人権尊重を強く訴えるもの▷規定 字数2千字以内、締切5月末日▷発表 市政だより6月20日号

▷賞 参加賞と優秀作品に賞状と記念品、詳しくは、教育センター内、社会教育課まで。

■人権問題は擁護委員さんへどうぞ

八尾市人権擁護委員会では憲法記念日を中心とする行事として、「婦人と人権」をテーマに今月21日(水)午後1時から教育センターで講演会を行ないます。

基本的人権とはいろいろな内容のものがありますが、簡単にいうと人が生れながら持っている人間としての自由平等の権利であると言えます。今回の講演は家庭での身近な問題を通して、婦人の立場から人権とすることを考えていただくために、大阪法務局川崎課長にお話しをしていただきます。一人でも多くご来場ください。

なお私達の人権を守るため八尾市には法務

大臣から委嘱を受けた次の方々人権擁護委員としておられ、人権問題で相談をお受けしています。人権問題でお困りの方は近くの委員さん宅か市役所内人権擁護委員会(毎月第3水曜日)へご相談ください。

武田京三(久宝寺3丁目1番1号)

池田 智(本町5丁目6番24号)

上田由松(安中町8丁目13-15)

米沢 保(弓削454の1)

稲本孝司(郡川380)

また大阪地方裁判所では「裁判傍聴」「広報映画の貸出し」を行ってしています。団体で裁判傍聴を希望される方にはパンフレットをお渡しし、公判前の説明もしていますので、電話でもお申込みください。申込先は 大阪府北区若松町8番地大阪地方裁判所事務局総務課TEL361-1281内線306

市の行事

5 11 (日)	★母の日 ★市民体育大会 卓球の部(一般、壮年) 9.00~ 教育センター 軟式庭球(一般、壮年) 9.00~ 市立清友高校	
12 (月)	★心配 13.00~16.00 福祉会館 ★家児 10.00~16.00 福祉会館	
13 (火)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★交通 13.00~16.00 市民相談室	★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター ★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター
14 (水)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★結婚 13.00~16.00 福祉会館	
15 (木)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★婦人スポーツ教室(軟式庭球) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室() 17.30~21.00	★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター ★法律相談 13.00~16.00 市民相談室
16 (金)	★家児 10.00~16.00 福祉会館	
17 (土)	★自治振興委員会と日赤奉仕団の合同總會 14.00~ 市民ホール	
18 (日)	★市民体育大会 陸上の部(中学生、一般) 9.00~ 府立八尾高校 すもうの部(小・中学生、一般) 9.00~ 市立山本球場内すもう場	
19 (月)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★心配 13.00~16.00 福祉会館	
20 (火)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★交通 13.00~16.00 市民相談室	★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター ★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター
21 (水)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★人権相談 14.00~16.00 教育センター	★結婚 13.00~16.00 福祉会館
22 (木)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★婦人スポーツ教室(軟式庭球) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室() 17.30~21.00	★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター
23 (金)	★家児 10.00~16.00 福祉会館	
24 (土)		
25 (日)	★市民体育大会 ソフトボールの部(一般男・女) 9.00~ 市立山本球場	

★この欄は切り取って適当な所へ貼ってください。余白はメモにどうぞ。



《労働会館で民謡講座》

市立労働会館では、市民民謡講座をこども次のおり開きます。
 ところ 市立労働会館(八尾市山本町1丁目76番地=山本駅下車すぐ)
 と き 5月15日から9月24日までの毎週水曜日午後6時から8時30分まで
 申し込み用紙 5月1日から労働会館でわたします
 しめきり日 5月10日
 その他 定員は100名です。受付は申し込み順とします。上着を必ず持ってきてください
 43年中に実施した曲=黒田節、万博音頭、佐渡おけさ、河内音頭、安来節、大漁節など



《法律相談を開設します》

市民相談室では、法律相談を開設しています。相談日は毎月第3木曜日の午後1時から午後4時までで、相談には府弁護士会の会員が当たります。
 結婚、離婚、相続などの家庭問題、土地家屋の売買、賃貸借の契約など法律のことでおわかりにならない方はこの相談をご利用ください。



《交通写真コンクール》

「交通事故をなくす運動」推進本部では、交通事故防止に役立つ写真コンクールを行なうことになりました。希望者は次の要領で大阪市東区大手前町、大阪府交通安全協会か「交通事故をなくす運動」推進本部へ応募してください。
 ▷内容=交通事故防止の広報に役立つもの
 ▷サイズ=4寸切とする(枚数制限なし)
 ▷しめきり日=5月15日
 ▷審査=主催者、後援者、協賛者において審査する
 ▷発表=5月下旬の予定



人の動き =4月1日現在=

人口総数	202,913 (+1,390)
男	102,465 (+ 716)
女	100,448 (+ 674)
世帯数	60,430 (+ 335)

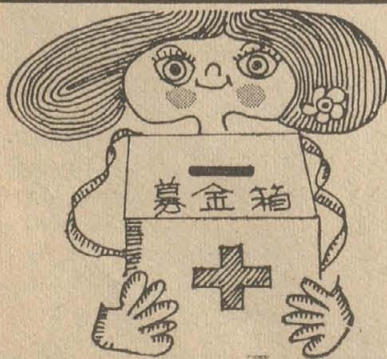
()内は前月よりの増減です。

注

★家児 =家庭児童相談 ★交通 =交通相談

★心配 =心配ごと相談

★結婚 =結婚相談



*日赤募金運動にご協力ください

赤十字運動(赤十字社員募集と日赤募金運動)が今月末まで行なわれます。

赤十字では災害の救護、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減など社会のためのいろいろな奉仕的な仕事をしています。この仕事を活発にするためには、ぜひとも市民のみなさんのご協力が必要です。この赤十字運動を通じて、赤十字の内容を知ってもらい、家ぐるみ、町ぐるみ赤十字社員になり、奉仕活動を大いにひ

ろめていただきたいと思います。1人でも多くの方は赤十字に協力していただくため、募金を行なっていきます。市民のみなさんのお力添えをお願いします。



やお市政だより

第383号

3

昭和44年5月5日

お知らせ

●福祉のこと

■特別弔慰金の請求期限は6月30日まで

戦没者の兄弟、姉妹などへは特別弔慰金が支給されることになっています。弔慰金は3万円で10年償還です。

戦没者については父母がすでに遺族援護法で弔慰金を受けられましたが、そのご、権利を死亡などで失われている人が多いようです。

このため、兄弟姉妹で次のような条件にあ

てはまるときは、権利を失われた人によって特別弔慰金をうけられることになっています。しかし、これをこし6月30日までに請求しないと権利を失いますから、該当される方はいそいで、光南町の福祉会館内社会課へ請求の手続きをしてください。

▽40年4月1日現在、戦没者の遺族で、誰も

公務扶助料、遺族年金などをうけていない人
▽戦没者の死亡当時、戦没者と兄弟姉妹との間に生計関係があった

▽戦没者の死亡後、遺族以外の人と氏を改めた婚姻、養子縁組をしていない

●融資のこと

■中小企業のみなさんへ事業資金をあっせんします

産業課では、中小企業の皆さんに事業資金の融資あっせんを行なっていますので、希望者は産業課商工係へお越しください。

▷小規模企業事業資金常時あっせん

融資額＝1事業者に無担保で150万円と担保付で150万円、合計300万円以内(組合はそ

の倍です) 期間＝設備資金と金額50万円以下のものは3年以内、その他の運転資金は2年以内、貸付利率＝日歩2銭3厘

▷中小企業長期設備資金

融資額＝1事業者につき700万円以内、期間＝5年以内、付帯運転資金＝1事業者につ

き300万円まで融資期間は2年以内、貸付利率＝日歩2銭3厘

▷一般小口融資

融資額＝1事業者に200万円以内(組合300万円) 期間＝運転資金18カ月以内、設備資金36カ月以内

●火災のこと

■家庭防火診断の中間結果がまとまりました

消防本部では、昨年11月から、消防車で各家庭を巡回しながら全世帯の防火診断を行なっています。このほど3月末までの中間結果報告がまとまりました。

その結果によりますと、指導した件数は全部で4,728件、その主なものは防火の不備を指導した件数で火の元に消火器や水、バケツ等の準備が望ましい世帯が1,924世帯(40%)

ガス器具関係で不備なもの836件(17.7%) 電気関係で506件(10.7%)となっています。

☆指導した件数が多いもの。

①火の元に消火器や水、バケツ等の準備が望ましい1,924件②ガス器具の管止めキャップのないもの654件③電話器付近に火災通報要領の掲示が望ましい528件④プロパンの置き場所が悪い404件⑤電気の工事が正規でなく

危険167件⑥ガス器具のゴム管が劣化している152件⑦電気のコードを打ちつけている149件⑧火気使用場所付近の燃え易いものの整理が悪い104件などとなっています。

これらは全て、ちょっとした注意で整備できるものばかりです。みなさんも一度、家庭内を見回わして、これらの点をあらためていただくようお願いしています。

●交通のこと

■11日から春の交通安全運動が行なわれます

ことしも春の交通安全運動が今月11日(日)から20日(火)までの10日間府下全域で行なわれます。この運動の目標は次の2つです。

▽歩行者の事故をなくすこと

▽万国博開催を機に交通マナーを高めよう

43年度の交通事故による死者の数は府下で一日平均件数242件(6分間に1件)死者1.9人(12時間20分に1人)、傷者195人(7分間に1人)となっています。

交通事故に限らないことですが身近にあるいは、自分自身で経験してはじめて事の重大さに気付くことが多いものです。事故にあつてからでは遅いのです。交通のルールを守り交通事故をなくしましょう。

☆横断歩道は車の停止を確かめて渡ってください

市内でも人口の増加が激しくなり、走る車

の数もふえてきているようです。

歩行者はまず正しい横断の習慣を身につけ横断の際は、必ず横断歩道を運転者に合図し車の停止を確かめてから渡りましょう。横断歩道橋、地下横断歩道があるときは少し時間がかかっても、必ずそこをおってください。近くに横断歩道のないときは車のとぎれをよく見て安全を確かめてから渡りましょう。

また路上への飛び出し、踏切の不意など自殺行為にも似た事故は歩行者のルール違反によるものです。歩行者は事故から自分自身を守るために細心の注意をはらいましょう。

☆ちょっとした気のゆるみが事故の原因です

運転者の事故でもっとも多いのは脇見運転、ハンドルミスなどです。ちょっとした気

のゆるみが事故の原因となっています。

次いで、追突事故の原因となっている車間距離の不保持によるものが多くなっています。いつも正しい車間距離を保ちましょう。

歩行者が横断歩道を渡っているときは必ず一時停止をしましょう。

☆交通三悪は飲酒運転、無免許運転、スピード違反です

飲酒運転、無免許運転、スピード違反はやめましょう。少しだけとすめられ、少しぐらいなら……と気を許したためにとり返しのつかないことになる場合が多いのです。運転者自身はもちろんのこと、まわりの人々も十分注意してください。また来年はいよいよ万国博が開かれます。万国博で、はずかしくないような交通マナーを身につけましょう。

●講座のこと

■青年学級を開設しています

公民館では、地域青年のみなさんの教養文化活動の場として、各地で青年学級を開設しています。この学級は、年間をつうじて開設しており、一般教養(歴史、地理など)職業(簿記、珠算など)家庭(手芸、いけ花、習字など)を毎週2回開講しています。

くわしくは教育センター内(清水町1丁

目)公民館でおきください。

学級名	開設場所
西村蝶番青年学級	西村蝶番工業案内
商工会議所青年学級	八尾商工会議所内
恩智青年学級	恩智青年会場
志紀青年学級	志紀公民館
西郡青年学級	桂嶺保館

垣内青年学級	垣内青年会場
竹淵青年学級	竹淵公民館
黒谷青年学級	黒谷青年会場
陽喜青年学級	陽喜青年会場
教興寺青年学級	教興寺青年会場

●国保のこと

■「国保税の反算定分とはなにか」の質問に答えて

【問】ことしの4月に保険税の納税通知書もらったのですが、その通知には、仮算定分となっていますが、仮算定分とは、どんなことですか。

また、ことしから保険税率が変わると聞いておられますが、こんどもらった通知書は変わった税率で計算されたものでしょうか。

(一市民)

【答】保険税の算定基準となるのが前年中

の所得ですので、その所得が確定するのが6月以後になります。したがって第1期分、第2期分については暫定計算として、前年度の保険税額の6分の1ずつ課税しております。

これがさきにお送りした納税通知書で仮算定分といえます。

ことしから、保険税率が変わりますが、以上の理由により、現在お送りしている納税通知書の税額は、変わった税率で計算し、おり

ません。なお、変わった税率で計算した税額については、ことしの8月の納税通知書からお納め願うこととなりますので、納税について、よろしくご協力をお願いします。

ことしから変わった保険税の税率はつぎのとおりです。

所得割	100分の4.1
均等割	被保険者1人当たり 1,500円
平等割	1世帯について 1,120円

●人の募集

■保母・看護婦さんを募集します

市では保母・看護婦を次のとおり募集することになりましたので、希望される方は受験申込書(市役所人事課にあります)名刺型写真、卒業証明書、成績証明書、資格証明書を各1通人事課まで提出してください。

▷募集する人数＝若干名

▷応募できる人＝保母については、学校教育

法による高等学校を昭和30年3月と短期大学校を昭和32年3月以降に卒業し、保母資格を持った人で、昭和11年4月2日以降に生まれた方。看護婦については、准看護婦以上の免許を持った人で、昭和11年4月2日以降に生まれた方。

▷給与＝保母は高校卒25,200円以上、短大卒

27,600円以上。看護婦は26,000円以上。他に通勤手当(月額3,900円以内)が支給されます

▷受付のとき＝今月の7日(水)から17日(土)まで。日曜日をのぞく、土曜日は正午までです

▷申込のところ＝市役所総務部人事課

なお、くわしくは、人事課(TEL91-3881)まで問い合わせてください。



やお市政だより

第383号

4

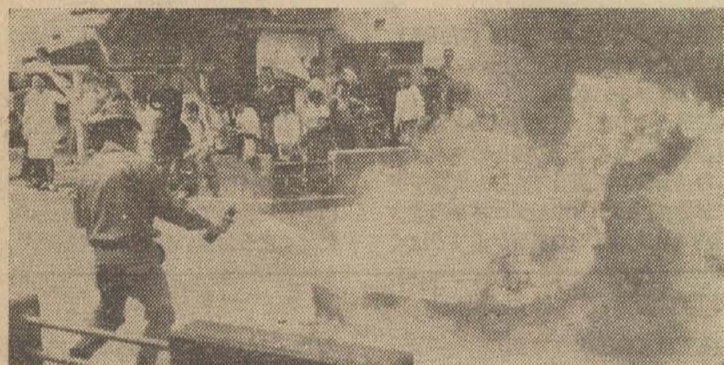
昭和44年5月5日

市の話題

☆桂団地で消火訓練が行なわれました

消防本部では、先月24日、桂町の桂団地で団地の人々150名の参加を得て、消火、避難、救出訓練を行ないました。

消火訓練は、粉末消火器、泡消火器の使い方の実験、続いてロープ、縄ばしごなどを使って、2、3階からの避難訓練、署員が人形を背負いロープを伝って降りる救出訓練を披露し、不時の火災に備える心がまえを学んでもらいました。また30日には安中隣保館前広場でも行なわれました。



☆婦人団体連合会が植樹しました

市立し体不自由児訓練所では、先月25日、市婦人団体連合会（角田静子会長）から贈られたモミジ、ツツジ、アオキなど花木約20本を訓練所前に、角田会長、し体不自由児、し体不自由児母の会のお母さん達の手で植えました。（写真上）

これは、婦人団体連合会が不自由な生活を送っている母子達に精神面での暗さを、少しでも、やわらげてもらおうとして贈ったもの。

また、同連合会では19日にも消防署の中庭へ植樹しています。（写真下）



☆人命救助の百々君が表彰されました

今月1日、八尾中のプールに落ちた幼児を助けた生徒が25日市長から表彰されました。

この生徒は旭ヶ丘5丁目会社員、百々照雄さんの2男、八尾中8年の野球部員、勝弘君で、1日午後3時ごろ上ノ島北、川西勇さんの長男賢哉ちゃん（8）が、八尾中プールに落ちたのを通りがかりの婦人からさき、校庭で野球の練習をしていた百々君が、ユニホーム姿のまま飛び込んで助けたものです。



☆新商工会館が間もなく完成します

商工会議所では、昨年7月から本町2丁目（市役所前）で新しい商工会館の建設を行なっていましたが、いよいよ今月末ごろ完成、しゅん工式を行なうことになりました。

同会館は、鉄筋コンクリート地上3階建て、地下1階、建築面積延8,446㎡、総工費約1億7千万円で、いよいよますます発展する商工業の中核機関として、広範囲にわたる活発な活動の場となることが期待されています。



しあわせを築く道

同和教育の手引 ⑩

天下を統一した徳川家康は、民衆に対し政治的にも経済的にも、さまざまな圧迫を加えました。これは、民衆の結束力をそぐために、士、農、工、商、えた、非人という階級的にも身分的にも、ばらばらにして支配することでした。武士は將軍、大名、家老から足輕、仲間といったるまで、20種類の身分があり、能力を無視して世襲され、大名の子は能力がなくともやはり大名として身分を継ぎました。立派な能力があっても、百姓は百姓で終りました。農民は六公四民、ひどい時には七公三民といっって、全収穫の六割、七割を年貢として取りたてられました。「生かさず殺さず、ゴマの油と百姓は、しばれるだけしほれ」というひどいありさまでした。そのような不満をやわらげるため、身分的には町人の上におかれました。町人は、経済的には農民より豊かであり、租税の負担も少なかったのですが、そのなかでも貧しい職人を工身分として上におき、富んだ商人は工の下に、すなわち四民の中でも一番下におかれました。

更にその下に、えた、非人の身分をおいたのです。えたは非人より上におかれましたが、非人はまた「おれたちは足を洗って平民になれる」と、お互いに差別しあうよ



うにさせました。しかし考えなければならぬことは、農民以下全国人口の8割が全部被差別者であったことです。このきびしい身分制度は、差別をうける側の民衆が互いに差別し合い、分裂し合い、団結することをたくみに防ぐ手段でした。えたといわれた人たちの仕事は、死馬牛のとりあつかい、皮なめし、皮細工、竹細工、はき物づくりで、他の職業につくことは許されませんでした。えたは、社会の基本的な産業である農業が養蚕、木綿や生糸の織物業、大工や左官などの手工業からまったくしめだされているということです。

中世では、えたと非人のさかいはあいまいでしたが、近世には両者ははっきり区別されました。非人は親の代からの非人もありますが浮浪人、男女心中の失敗者、その他、罪をおかしたものが非人におとされました。

東北に部落が少ないのは、東北地方は、社会の発展のていどがきわめてひくく、領主が部落差別を必要とするほどには社会の階級分化が進まず、部落差別で分裂させられるよりも、なお強く領主に隷属せられていたからです。